

府 督 總 灣 臺
部 報 情 時 臨

報 部

昭和十四年九月二十日第三種郵便物認可
昭和十四年六月十一日發行
(毎月一日、十一日、廿一日發行)

國民登録制の實施に就て
(殖産局商工課)
時局と簡易保險
(遞信部保險課)
日本各婦人團體に送る言葉
(廣州市婦女維持會)
事變日誌 (支那事變以來の綜合戰果)
最近公布の法令

六月十一日號

(第六十四號)



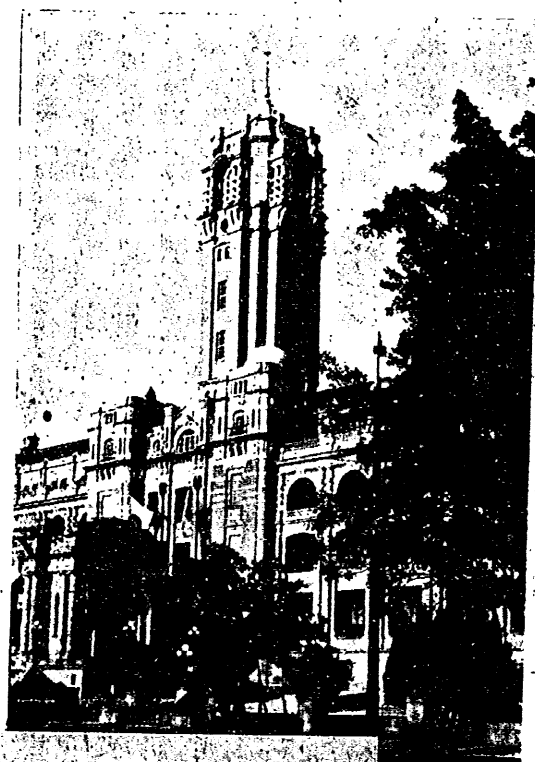
祝第四十四回 臺灣始政記念日

六月十七日



輝かしき臺灣統治史の第一頁を飾つた功績は後世の人々に仰がれ、嚴然として南進の據點伸びゆく臺灣の姿を見守つてゐる。
(寫眞は總督府前に立つ樟山第一代臺灣總督の銅像)

寫眞の上は臺灣總督府の廳舎
下は領臺當時の舊廳舎



搖ぎなき 統治の府

事變このかた本島人が皇民化の流れに悼さしての涙ぐましき努力は我が臺灣統治の美果である。或は前線に或は銃後の守りに……これ皇恩の普きに感激しつゝ酬ひ奉らんとする赤誠の現れである。
今や白雲の漂ふ限り、青波の起さ伏すかなた、興亜の彼岸、南進の一路へと舉島一致邁進するのみである。





國民登録制の實施に就て

殖産局商工課

既に新聞紙上其の他で御承知のことと思ふが本島に於いても愈々明六月一日から國民登録制の實施を見るに至つたので其の衝に當る殖産局より本制度の概要を申し上げて之が實施に際し各位の御協力を願ひたいと思ふのである。

我國は曩に滿洲事變を一轉機として準戰時體制を確立致したのであるが、當時政府は國防の堅備充實に重點を置いて經濟力の強化を圖る爲に所謂「財政經濟上の三原則」即ち「生産力の擴充」「國際收支の均衡」「物資需給の調整」といふ三つの方針を樹立した事は既に御承知の通りであるが、支那事變の勃發に伴ひ戰時體制へと移行行きこの三原則は益々強化せられるに至つたのである。然し乍ら斯かる非常時局に際しては物的資源の充實のみな

らず人的資源の確保をも圖らねば到底所期の目的を達成致し難いことは謂ふ迄もないことであつて茲に於て人的、物的、精神的各方面に亘る全面的、綜合的な國家總動員態勢を整備することが愈々大切なこととなつたので政府は着々其の準備を整へ遂に昨年國家總動員法の制定を見るに至つた次第である。

戰時に際して物的資源の擴充を圖ることの緊要なることは今更申すまでもないことであつて之が對策として一方に於ては軍需物資の生産力擴充を計ると共に他面所謂臨時措置法に基いて一般民需物資の使用を統制するとか或は又資金の調整を計る等各種の措置が講ぜられて今日迄是等の諸對策は一應の體系を整へ得るに至つて居るのである。然るに之に反して人的資源の確保に付いては國

家總動員法の制定に依て始めて其の根據となるべき規定を有するに至つたのである。従つて政府は同法の公布と共に専ら人的資源の統制に努めて参り只今では國家總動員法中勞務關係の規定は殆んど發動を見又は近き發動を見んとするの情勢にあるのである。

即ち本島に於いても現在實施中の工礦關係學校卒業技術者の使用制限或は既に内地に於て實施して居る従業者の雇入制限とか工場に於ける就業時間の制限或は賃金の統制其の他技能者の養成等は等の勞務諸對策は何れも國家總動員法に基いて實施せられて居るのである只今より申し上げる國民登録制も勿論同法に基くものであるが是等勞務關係規定の全部が實施せられた曉に我國に於ける勞務動員計畫は始めて完璧を期し得られるものといふも過言ではないと確信致すのである。勞務對策中今回實施することとなつた國民登録制とは如何なる制度であるかと云ふ國民登録制とは一言にして云ふならば廣く國民の精神的、肉體的の働く能力を國家が登録する制度であるといふことが出来るのである。

然らば斯かる國民の働く能力を何故に國家に於て登録

する必要があるかと云ふと國家總動員法の第四條には戰時に當つて國民を徵用して總動員業務に従事せしめ得ることが規定されて居るが一朝有事に際し直ちに必要なる人員を徵用して國民の働く力を最も有効適切な配置につかせることの必要な事は敢て説明を要しないのであつて斯くの如く國民の總力を動員するが爲には平素から國民の有する能力に付て其の所在と量と質とを明確にして置かなければならぬのは當然のことである従て國家總動員法第二十一條には「政府は國家總動員上必要あるときは帝國臣民及帝國臣民を雇傭若は使用する者をして帝國臣民の職業能力に關する事項を申告せしめ得る」旨を規定してゐるのであつてこれこそ國民登録制の根據となるべき規定なのである而してこの規定の發動に依る登録制中現在既に醫療關係者の登録に付いては醫療關係者職業能力申告令、船員の登録に付いては船員職業能力申告令、獸醫師の登録に付いては獸醫師職業能力申告令が夫々制定されてゐるのであるが是等は謂はゞ特殊の登録として一般國民の登録とは切離して其の制度が立てられてゐるのである。

斯様な特殊の者を除き一般の國民の職業能力を登録せんとする制度が今回實施することになった國民登録制なのである。

擬て此の制度はどういふ方法に依つて實施せられるか即ち此の制度の内容を云ふならば先づ第一に登録せられる者の資格即ち要申告者の範圍であるが今回の登録は差當り戰時勞務動員上最も緊要と認められる職業能力を有する者を其の對象として之を登録の範圍と定めてゐるのであつて即ちその資格は勅令施行地域内に居住する帝國臣民であることは勿論であるが年齢満十六歳以上五十歳未満の男子で次の一に該當する者である即ち第一は

一、我が國內に於て引續き三箇月以上臺灣總督の指定する職業に従事する者である。

此の指定職業といふのは鑛山、冶金、電氣、機械、造船、航空機等の技術者を始め採炭夫、採鑛夫、旋盤工、アルミニウム製造工、バルブ工、油脂工、窯業燒成工、等といった様な鑛山、機械、化學關係の技術者或は又機關車、自動車運轉手、電信通信士、漁船運轉手から歸職

工潜水夫等に至る迄包含されて居つて是等の職業の種類は百三十四種に及んでゐるのである。この中のあるものは直接軍需産業に必要な技能者であり又は用兵作戰上是非とも大切であると認められるものである。

二、次は前述の職業即ち指定職業に引續き一年以上従事したことのある經驗を持つてゐる者即ち所謂前歴者であるがその仕事をやめてから五年以上たつて居ない者である。引續き一年以上従事したものに限定したのは、其の職業に就て相當な技能を修得するには少く共一年以上の經驗が必要であると考へられ、且その仕事をやめてから五年以上経過しない者に限定したのはその者の持つて居る技能がやめて永らく経てば手腕がにぶるのでそれ等の點を考慮した結果に外ならないのである。

三、第三には臺灣總督の指定する學校即(大學、專門學校、實業學校其の他之に準ずる各種學校)に於て臺灣總督の指定する學科を修めて卒業した者である是等の學校及學科に付ては主として工鑛關係の學校と機械、電氣、採鑛冶金、應用化學等の技術的學科が指定されてゐるのである。

四、第四は臺灣總督の指定する技能者養成施設の終了者であつて、例へば國立又は公立の機械工養成所を出た者の如きは之である。

五、第五は臺灣總督の指定する檢定若しくは試験に合格し又は免許を受けた者で例へば自動車運轉手の免許を得た者歸職工の試験に合格した者である。

以上は要登録者の範圍であるが右の者の中陸海軍軍人で現役中の者とか兵籍に編入された陸海軍學生生徒、陸海軍軍屬、醫療關係者、獸醫師及船員法の船員等は其の該當期間中は被登録者から除外されるのである。

次に必要なのは申告事項であるが、その前に申上げて置かなければならない事は申告すべき者は右の要申告者の外に被申告者が他人に使用せられて前述の指定職業に従事してゐる場合は本人とその使用者が共に申告義務者となつて必要な事項を共同で申告しなければならぬのであるこれは申告の正確を期する上から被登録者だけに申告せしむるよりは使用者と共同で爲さしめた方がより適當と考へられるからである申告事項は氏名、本籍、居住の場所、學歷、職歴、技能程度と云つた様な事項であつ

てこれら全部の事項に互る申告を一般申告と謂つて是等の中、規定の事項に異動があれば其の都度移動申告をなすわけである。

尙申告先は市尹、郡守澎湖廳では廳長になつて居て内地の如く國營の職業紹介所のない本島の現状としては差當り右の如き登録機關を設けざるを得ないと考へるのである。

以上申し上げましたのは本制度の内容中最も重要と認められる申告者の資格と登録機關に付てであるが申告以外の各種の報告とか申告の時期或は申告の方法に付ては詳細な規定があるのであつて今日は等の全部に付て申し上げる時間もないのであるが、一、二申上げて置きたいことは技能檢査といふことに付てである。技能程度の申告といふことは本制度中の重要な眼目であつて指定の職業に従事してゐる者の中或る特定の者は各人の技能程度を規定の申告標準に依り自分の判斷に依つて一級二級又は三級といった風に申告するのであるがその者が假令自分は一級であると判斷致しても國家で要求する一級はもつと高い技能を有するものであつたといふ様な事ではない

といふ場合に間に合はないことになるのでこの技能程度に付いては將來適當な時期に審査を行ひ或は又時には實際に作業を爲さしめて正確な技能程度を定めるといふことになるのである。

次にもう一つ申加へておき度いことは只今申上げて来たのは一般の場合の登録方法であるが官廳に使用される者で被登録者となるものに對しては必ずしも民間一般の者と同様な方法で申告もせしめなくとも國民登録の目的を達し得る方法も考へられるのでかゝる事情を考慮して特に指定された官廳に使用される者の職業能力の申告に付ては特別な取扱を爲すことゝなつて居て本島に於いては海軍、鐵道、遞信、專賣の官業關係の官廳に於て作業

に當る従業員は當該官廳を経由して申告するのである従つて申告事項の内容に付いては使用官廳に於て一應審査もするし正確なる申告が期し得られるのである。

而して前述の諸事項は申告用紙に爲すのであるが其の用紙は先に申上げた登録官廳に申出で御受取り願ふのである。

以上本制度の概要を申上げたのであるが其の内容は極めて複雑であつて之が圓滑なる遂行の爲には當局に於いても萬全の策を講ずる方針であるが皆さんに於かれても要申告者であるか否かを問はず本制度の内容を充分研究されて時局柄重要なこの國策の遂行に御協力下されることを切に御願ひして止まない次第である。



時局と簡易保険

遞信部 保険課

(本稿は福田保險課長の國策放送の要旨)

御承知の如く、今日我帝國は、東亞新秩序の建設と言ふ、重大國策の遂行に向つて、國の總力を傾注致してゐる次第であるが、支那の長期抗戰にしても、亦第三國の蔣介石援助にしても、日本の國力が何時迄も續くものではない、日本は遂からず國力の消耗に困つて參つて仕舞ふに違ひない、斯ふ言ふ見方を基礎として居るので、事變は相當永引くものと思はれる。

然し我々日本國民は絶対に強力日本を最後迄維持し通さねばならぬのである。而して此の強力日本を維持致す爲めには、國民の全體が正しく時局を認識し、何が國策の要求する所であるかをよく理解して、是れに協力致す

ことが絶対に必要である。

今日の非常時に於ける國策としては色々重要なものがある、國民生活の安定、國民體位の向上、銃後の施設、國民貯蓄の奨励、公債の消化、公共事業の振興、斯ふ言つたものは何れも大切である、私が是より御話致し度いと思ふ簡易保険は以上の何れにも深い關係を有し、國策の上に大切な働を致して居る。

一、國民生活の安定

最近に於ける我國の簡易保険は保險金額五千億圓、契約件數三千萬件に及んで居るのであつて、此の三千萬件と申すとざつと我國總人口の三分の一に當る譯である。抑々此の龐大なる事業は國策の上に如何なる働を致し

て居るか云ふに、其一つは國民生活の安定である。御承知の如く今回の事變は所謂長期建設であつて、此の目的を達成致すには恐らく五年十年或はそれ以上の長い年數を必要とすることであらうが、此の長い期間我々國民は確かりと持ち耐へなくてはならぬ。然し氣持の緊張と申すものは兎角永續きの致し難いものである。それを永く持ち耐へて行くには何うしても國民生活の安定を圖る事が必要である。所で此の簡易保險は生活の安定を缺き易い所の一般大衆を相手として居るから、夫れ等の人々にとつては縱令五百圓六百圓と言ふ程度の保險金であつても一朝不時の際は即座に是だけの金を支拂つて貰へる事は大きな安心である。此の安心を三千萬契約者及其の家族達に與へて居るのであつて其の廣らす所の個人的社會的效果は蓋し想像に餘りあるものがある次第である。

二、國民體位の向上

次に第二としては國民の體位向上である。申す迄もな

く國民の體力は國力の一大原動力であつて、國力の發展と言ふ事と國民の體力と言ふ事は密接不可分の關係がある。我々國民の體位が歐米諸國に較べて著しく劣つて居ることは皆様御承知の通りであるが、今後我々國民が東洋の盟主として世界に飛躍を爲すべき使命を有して居る許りでなく殊に今日の非常時に當つて我々は平時に倍しての活動が必要とするのであるから此際せひとも國民の健康増進を圖らねばならぬ次第である。

然らば簡易保險と國民の體位向上との間に如何なる關係があるかと云へば本來此の事業は國民生活の安定を圖る事を主眼として居るが、國民生活の安定を圖る爲めには國民の健康を維持増進する事が當然必要なので經費の許す限り此の方面にいろいろの活動を致して居る様な次第である。何う言ふ仕事を致して居るか云ふと結核豫防運動の参加とか、ラヂオ體操考案獎勵とか、無料海水浴場の開設、或は簡易保險健康相談所の如きもので其の内最も力を用ひて居るものは健康相談所である。

此の健康相談所は勿論加入者が無料で使用出来るのであるが此所には擔當醫として博士又は學士等が一箇所二

名看護婦が四、五名程居る亦醫療器具はレントゲン太陽燈其の他健康相談所として必要なものは總て完備してある。此の相談所は現在どれ位出來て居るか云ふと内地ではざつと二百五十、臺灣では臺北、臺中、嘉義、臺南の四箇所の外出張所として基隆、新竹の二箇所合計六箇所に設けてある尙此の他に現在計劃中のものに高雄、基隆、新竹がある。

其の利用狀況は未だ充分周知宣傳が出來て居ないにも拘らず此頃は毎日五百六百と言ふ多數の利用者が押し掛けて居る盛況である。此の相談所は保險が普及するに伴つて漸次全島に及ぶ事であらうから、其の間に於ては内容の充實と相俟つて本島保健衛生上の重要施設として島民の體位向上の上に偉大なる効果を擧げるに至るものと信ずる。

三、銃後の施設

次に第三としては銃後の後援である今次事變の發生と共に多數の同胞が命を忘れて戦地に活躍せられて居る次

第であるが、此の勇士が戦地で一番心配致す事は故郷に残した家族達の生活の事であらう。是れを安心させて遣る事は銃後の護りとして極めて大切である。で簡易保險當局では第一線に立たれる勇士達の爲め特別取扱の制度を設け契約の締結其の他に極めて有利且親切な取扱をして居るが是れに依つて多數の遺族、家族達が生活上に恩典を受けて居られる次第である。

四、國民貯蓄の獎勵

第四は國民貯蓄の獎勵である。

今更中し上げる迄もない事であるが、今次事變の目的を達成するには軍費其の他非常時産業などの資金として莫大な金が必要であるのみならず澤山の物資が必要である、先刻云つた如く支那及之を援助して居る第三國は日本が此の金と物との缺乏に困つて參つて仕舞ふであらうとそれを狙つて居るのであるから我國は之に對する對策として國內資金を充分に作り上げると共に一面國內物資の缺乏を來さない様其の消費を節約して行く事が國策上

最も重要な事柄である。而して此の二つの目的は國民全體が出来たるだけ貯蓄をする云ふ事に依つて爲し遂げ得るのである。今日政府が重要國策として全國民に呼びかけて居る。所謂國民貯蓄は即ち之である。先程發表された本年度全國の貯蓄目標額は百億圓であるから人口一億と見まして國民一人當り百圓即ち此の百圓を亦坊から年寄に至る迄の者が今年中に貯蓄せねばならぬ勸定であるから國民は餘程は奮發せねばならぬ譯である。尤も我が臺灣での目標額は一億圓と決定されたので人口五百萬として一人當り二十圓で全國一人當り百圓に較べて決して多くないのであるから吾々島民は寧ろ此の目標額より一つと多い成績を擧げる様努力いたし度いものである。

所で此の國民貯蓄と簡易保險との間に何う言ふ關係があるかと言ふと此の國民貯蓄と言ふのは單に貯金と言ふ狭い意味のものでなく廣く各種の生命保險も是れに含んで居るのである。然らば簡易保險當局に於ては此の國民貯蓄獎勵運動に對して何う言ふ方針を採つて參つたかと云ふに、簡易保險は貯蓄の方法として實行が容易である事、永續性に富んで居る事生活安定と云ふ點で保險特有

の效果がある事等種々の長所を有し貯蓄方法として理想的である許りでなく事業其のものが國利民福を目的として立ち働いて居る事であるから是大いに獎勵せねばならぬ、斯う言つた立前からして昨年來内地外地を通じて従事員の總動員を行つた様な次第である。然るに其の理由とする所が大いに國民大衆の共鳴する所となつて内地共、事業創始以來の好成績を擧げて貯蓄獎勵の上に尠からぬ効果を收め得た次第である。

五、公債消化と公共事業の助長

次に第五は公債の消化と公共事業の助長である。

簡易保險局には保險金五十億圓に對する支拂準備金として巨額の資金が積立ててある。此の積立金は本來單に企業的な立場からのみ考へるならば少しでも利廻りの良い方面に運用すべきであるけれども簡易保險は國利民福を唯一の目的として居る關係上利廻りと言ふ點よりも寧ろ公益と言ふ點に重きを置いて公債の消化とか或は公共事業の貸付資金と言つた方面に主として運用致して居るの

である。最近に於いては政府の非常時財政に協力致す爲め從來よりも一層多くの資金を公債に振向けて居る。尙亦教育、衛生、産業等に關する公共事業は廣義國防の見地よりして一日も忽にすることの出来ぬものが多いのであるが簡易保險に於いては是等の事業の發達を助長致す爲め極めて安い利息を以て公共團體方面に貸付いたす方針を採つて居るが我臺灣に於いて今日迄二千六百萬圓程を學校、水道、市場、道路其の他の資金として州市街庄に融通して居る次第である。

結 び

以上を以つて簡易保險と非常時國策との關係の大體を申し上げた次第であるが要する之は三千萬加入者の方々が簡易保險と謂ふ制度を通じて國策の爲めにお盡しになつて居ると云ふ事に外ならないのである。簡易保險は料金が極めて零細で何方でもお入り願へるから加入者御自身の幸福の爲め亦國家社會の爲め一人でも多くの方が御利用になる様此の上とも皆様の御協力を希望して已まない次第である。

日本各婦人團體に送る言葉

廣州市婦女維持會々長

石

應

蓮

~~~~~  
曾つて革命思想が鼓動した廣東地方であつたに今や東亞新秩序建設を理解すること早く本文は新  
生祖國支那の將來を念ふて立つ廣東婦女の我が國への第一聲である。  
尙同會は日華婦人親善交誼並びに戦時下に於ける饒後日本の活躍ぶりを視察すべく此の程訪日視察  
團を組織しこの部報發行の際には既に臺灣經由上京する筈である。湧き立つ歡呼は東亞人の味の味  
ものであらう。  
~~~~~

皇軍廣州入城以來僅々半歳餘に過ぎませんが皇軍皆様の不眠不休の御働きの結果として當市内の治安も殆んど恢復致しました。現在では新政權の樹立を見復興建設の曙光も顯はれ安居樂業の礎も定まりました。

此秋に際し廣州唯一の婦人團體——廣州市婦女維持會より親愛なる大日本婦人團體諸姉に對し親愛と感謝をこめた公開狀を御送り致します。私達廣州の婦女は昨年十月以來眞に親しみ深い皇軍の溫容に接しそして今次聖戰の眞意圖を承りまして皆で誤れる教育に因て抗日の感情を小さい私達女性に胸にたぎらせて居りました事を今更乍ら残念に存する次第で御座います私達は現實にこの目の耳で皇軍の威容や大日本帝國々力の威大なこととして大日本文化の何れの國にも優り進歩的である事を感じし新たな世界を見せられた感が致しましたので御座います。

それで皇軍廣州市入城七日目に當時同市に残留するインターロー婦人と自負する私達有志十三名が會同し協議

しました結果座食すべきの時期ではなく小さいながらも微力を致して婦人の立場から新東亞の建設従つては東亞婦人の向上の爲に奮起すべき秋であると考へまして本會を組織致しました。

幸ひ各方面の御助力によりまして發會後七個月一萬三千の會員を擁するに至り會の基礎も段々強固となりつつありますが御國の婦人團體に比すれば其の活動も微々たるもので御座います。

私達は過去七個月の間市内巡行に街頭演説に或は市外各鄉村に出向演説をし或は家庭に於て抗日感情を有する誤れる男性に或は子女に向つて説得啓蒙する事等が一つの仕事で御座いました、そして新政權の發展の爲にそして新東亞建設の爲に幾分でも力を致し得た事を誇りとするもので御座います私達のなすべき事はこれだけで満足するものでは御座いません新東亞婦人として爲すべき事の數々あるに想到する時女性として果して其任務を遂行し得られるであらうかと心弱くも不安で御座います。

私共は豫々貴國各婦人團體の諸姉方が銃後に在て凡らゆる困難に打勝ち國策の線に沿ふて勇ましく進んで居られる有様を或は新聞で或は兵隊様に送られる溫い慰問袋や御手紙で銃前兵士を慰問されて居られる事どもを伺ひまして心より尊敬すると共に私達現在の立場は銃前銃後の言葉を以て言ひ現はし得ない不幸を悲みますと同時に今更乍ら蔣中正の私利私慾の政權に憤を感じます。

私共は今後は非共先聲諸姉の御指導と御援護とを仰いで防共陣を鞏固にし東洋永遠の平和を確立致し度と切に望む次第で御座ります。

最近本會に於きましては『婦女旬刊』と申す機關誌を創刊しました。内容も甚だ具はらないのですが諸姉の忌憚ない御批判を仰ぎまして改善に改善を加へ日華の文化提携に努め私共女性の啓蒙省內婦女文化の向上に幾分でも資し度と望んで居ります。従つて貴國諸姉方の機關印刷物でも有りましたら一部でも御分恵が願へれば

此上ない幸福と思ひます。

御挨拶を終わりますに當り謹んで皇軍皆様の御辛勞に對し満腔の御禮を申し上げ同時に銃後諸婦方の御健康を心から御祈り申し上げます。

昭和十四年五月二十四日

廣東婦女維持會々長石應蓮女史の復歸感想談

私は從來廣東地方法院に奉職して居たもので御座いますが昨年十月廣東省内の官山へ轉任を命ぜられましたので直ちに赴任致しました。

處が官山地方法院の院長様は日本軍の空襲を恐れた餘り、何時も四會と云ふ處へ避難して居るので、院内全職員は俸給は不渡りとなりました。

其後間もなく廣東陷落の消息が傳はつて來たので、私は無限の喜びを感じました。それは將軍閣の系統たる餘漢謀が失脚した以上は、吾等の受けて來た苦痛が自から無くなるからで御座います。そこで私は同僚の友人が再三引き止めるのを推し退けて、敢然官山を引揚げて廣州へ復歸しました。然るに途中に散在して居た家屋の大部分は悉く蔣黨軍の爲めに焼かれて居り、私も少なからぬ艱難辛苦を嘗めて始めて廣州に到着致しました。而して復歸後の二日目には、日本軍憲兵隊の召集で、本市婦人の談話會が開かれたので私は喜んで其の會に出席し、それから數日して私の考へて居た婦女維持會の組織を許可されました。於茲私は同志と力を合せて、一般難民大家に對し、蔣軍の容共抗日及焦土政策の非なる事を力説し、並に日本軍の軍紀嚴正にして衆を愛護するものなる事を指摘し、今更蔣軍の虚偽の宣傳に乗ぜらるゝ事無く、速かに彼の地獄同様の生活を清算して

本市へ復歸し、安居樂業の樂みを受くべき事を勸告して來た次第で御座います。此の間日本軍當局の御援助に依り業績も頗る良好にして、本市の復興振興も最早事變前に劣る事無く、日毎に活況を呈し、私共の維持會々員同志も組織當初は僅か十三名に過ぎなかつたものが今日では一萬三千餘名の多きに達した事は、甚だ欣快に堪へない次第で御座います。顧るに我が中國四億數千萬の民衆を塗炭の苦みに陥れた者は申す迄も無く、彼蔣介石一派の罪であつて、彼は中國を統治する資格無きのみならず、蛇蝎同様の共產黨と結託し、人民の生命財産を顧る事無く、凡ゆる搾取政策を施しては一派の私利私慾を満たし、國家百年の大計を樹つる能力無く、民衆に對しては常に欺瞞愚弄を以てし、最後には自殺に等しき放火殺人の焦土抗戰を唱へた結果今日の如き收拾すべからざる状態を現はしめたものであつて、蔣一派は確かに禍國殃民の主魁と云ふべきもので御座います。我が廣東に於ても事變前に於ける暗黒政治は周知の事實で、各機關の官吏は悉く要人の推薦に依る私人を以て充てられ、純粹の文化機關たる學校に至る迄も教員は一人として要人の推薦を経ずして採用さるゝ事無く、徵稅方面に至つては凡ゆる名目を巧みに立て、苛斂誅求を恣いまいにし、一細民と雖も救國捐、防空捐、公債購買、蔣介石の誕生を祝する航空機購買獻金、國防獻金、等多種多様に金錢を捲上げられ、而かも其の公金は國家の公用に當てられずして黨政府要人の私腹を肥して居たものである事は私の贅言を要しない事實であります。今回此の暗黒の廣東が日本軍の入城に依つて光明を取り戻し、貧民階級に對しては日本軍當局は各方面に亘つて之が救済の暖き手を差し伸べられ、市民は全く日本軍に信頼して、各々其の業に安んじ居る事は正に廣東人の幸福と云ふべきものであります。吾人は婦人の身ではありますが今後は克く友邦日本の真意を理解し、防共親日の大方針の下に日華兩國國民が互に切實に提携して東亞永久の平和を確立し東亞民族の福祉増進を期すべきもので、此の大目的を達成せんが爲めには吾等廣東人は上下一致協力して、速かに確乎有力なる中央政府の樹立を促進すべく、此れ即ち私の本維持會々長就任を喜んで引受けた所以で御座います。



事變日誌

臨時情報部

五月二十一日

▲鋭鋒を江南に轉じ夜半新行動を開始し早くも敵第九戰區主陣地を睥睨す。

▲嘉興、楓涇鎮南方地區の敵五千を錢塘江岸に追詰めこれを撃滅せり
▲小嶺の峻(南昌西南五十里)に據り抵抗する第七十四師の本據を急襲敵を山麓の窪地に追詰め撃滅しこれを占領せり
▲空軍の爆撃
【廈門】廈門、鼓浪嶼對岸の敵陣地に對し猛烈に攻撃を敢行し八個所より大火災を生ぜしめ多大の戦果を収め

五月二十二日

▲陸軍現役將校學校配屬令制定十五周年記念日に當り
▲皇陛下には午前十時全國學校學生生徒代表三萬五千を御親開あらせられ優渥なる勅語を賜ふ。

▲小林基湖總督官中に參内
▲天皇陛下に拜謁仰付けられ臺灣統治狀況に就き奏上種々御下問に奉答し退下せり
▲北梁(山西省南部縣縣北方)附近に蟻踞する敵二個團凡そ千三百を攻撃

一六

これを粉碎多大の戦果を収めたり
▲石安鎮(嘉興西南二十里)にて敵約一千を激撃これを西北方に潰走せしめたり
▲新墻河北方高地を確保せり

鋭鋒を江南に向け一齊に進撃を開始せる各部隊は隨所に敵を撃破、敵の長沙防衛の最前線新橋河以北の敵を悉く南岸に驅逐し夕刻には西は洞庭湖畔より新橋河上流油港麓に至る一帯の高地線を完全に確保せり。
前面の敵は第二十五、六十、九十五、百九十五各師に屬する一萬三千にして戦果大の通り
敵遺棄死體千九百二十、捕虜三十五、肉獲兵器、小銃四千、小銃彈十萬七千三百、手榴彈三百五、手榴彈三千五百、手榴彈三百五其他多數
【長沙】前衛地に集結中の薛岳麾下第九戰區第一線兵團に巨彈を浴せかけ大打撃を與へたり
▲海南島の敵據點爆撃

【昌江(昌化)北黎子(昌江南方)】軍事施設多數を猛爆火災を起さしめたり

【陵水】陸軍部隊の作戦に協力敵陣を爆撃せり

▲獨伊親善同盟協定調印式舉行せり
五月二十三日

▲嘉積市に治安維持會結成

▲共產黨軍第二百二十六師の巢窟たる青城鎮(山西省東部)を占領せり

▲翼城(山西省)東南方十軒の地點に第八十三師の敵約千八百を攻撃これに激滅的打撃を與へたり



▲大雪山、小雪山占領

我有力部隊は大雪山を中心とする山岳地帯に據る敵約二千を東、北方より猛攻を加へ潰滅しこれを占領せり

▲空軍の爆撃
【永泰(福建省)】敵の軍事施設を粉碎せり

▲外蒙兵又も越境
午前六時加農砲二門を有する外蒙兵約四百シヤガル(海拉爾西南)附近にて不法越境し來たりしかば滿洲國軍は交戦二時間後西南方に撃退せり

▲新墻河を渡河白羊田、甘田に敵を包圍撃滅せり
新墻河北岸を確保し更に大雪山西南方新墻河及び同河の支流沙溝河三角地帯に蟻踞する二十五、六十、百九十五の各師約一萬四千を包圍撃滅す

▲豐縣(豫山湖南西方)西北方二十軒趙庄集附近に陣地構築の第八路軍の敵約一千を西南北三方より包圍攻撃激滅的打撃を與へたり
▲空軍の爆撃
【龍巖(福建省)】飛行場兵舎その他軍事施設を爆撃せり
【汕頭】橋梁及倉庫を粉碎せり
【潮陽】縣政府其他軍事用建物多數を爆撃
【石岐(下橋)】廣東瀾西岸(附近)一帶の敵陣を猛爆せり
【茶陽(山東半島中部)】延べ機數二十數機をもつて敵據點部落及陣地を粉碎多大の損害を與へたり
▲新南群島に臺灣總督府、臺北より

一七

調査隊派遣

▲ダンチツヒ國境に發砲事件勃發
ダ、ボ兩國關係益々惡化せり

五月二十五日

▲外蒙兵性懨りもなく昨日と同地點
に又夜襲し來たりしが直に國境線
外に擊退せられたり

▲空軍の爆撃

【龍門】敵の政治及軍事の重要
據點を急襲高射機關砲機關銃の彈雨
を胃し低空爆撃を敢行重要施設を破
壞炎上せしめたり

【重慶】第四次空襲

午後九時我が空の精銳は大編隊を以
て空襲市街東部の軍事委員長行營を
中心に敵の銃砲火をくぐり敵の軍事
施設に對し痛撃せり、この時小艇に
も挑戦し來たる敵戰艦四機の内に
一機を擊破せり我が一機も地上より
の直撃彈を受け敵陣に突入壯烈無比
なる自爆を遂げたり。

更に午後十時廣陽湖飛行場を猛爆格
納庫二附屬建他其他の施設數棟を粉
砕甚大なる損害を與へ鐵路沿線及東
方にある敵據點部落を爆撃全機無事
歸還せり

【新村墟】南昌南方三十軒、陸軍作戦
に協力附近の敵に對し連續的爆撃を
實施多大の戦果を收めたり

五月二十六日

▲新村墟西南方地區に於て千數百の
敵を完全に包圍し空陸呼應し猛攻
を加へ正午敵死體千七百七十四とい
ふ文字通りの一兵をも残さざる戦
果を收めたり。

五月二十七日

▲時變下の海軍記念日を迎へ正午を
期して全國民一分間の黙禱を捧げ
全國一齊に意義ある記念行事舉行
せられたり

▲南陽附近の支那軍大動搖

一八

我が南陽に進軍中の精銳は新野縣城
を陥れ、更に北上南陽に迫りつゝあ
り、附近都市は又我が空軍に爆撃さ
れ市民は續々避難し、南陽各機關は
北方に移轉を開始し南陽一帯は目下
大混亂に陥れり

▲漢水渡河退却する敵を劉家營に
(安陸西北二十軒)擊滅せり

▲閩底鎮(潼關東方十軒)鐵橋の砲撃
を開始し適確なる猛撃を浴せ遂に
第一、第二橋脚を爆破、同鐵橋を
徹底的に破壊落せしめたり。

▲不法越境の外蒙機を擊墜せり

二十日以後執拗なる不法越境を繰返
し滿領上空に跳梁する外蒙機に對し
我が方は隱忍自重せしが二十日以來
果然これを遂撃擊破せり、戦果次の
通り

二十日：一機、二十一日：一機
二十二日：三機、二十六日：三機
二十七日：九機、計 十七機

我方何等損害なし

▲滿ソ國境ウスリ河畔東安鎮附近
に於てソ聯砲艦より滿洲國砲艦に
向け不法射撃を受け嚴重抗議を發
せり

▲親日支那人楊州縣長顧明秘書周
智甫上海共同租界にてテロ團に襲
撃されたり

五月二十八日

▲外蒙機百機越境四十二機擊破

敵の飛行機百機は又もモンハン附
近に不法越境し來たるを以て我が
飛行機は寡兵よくこれを追撃しその
四十二機を擊破せり、我方も亦一機
を失へり

▲外蒙地上部隊約一千名はソ聯軍タ
ンク部隊及び飛行機支援の下にノ
モンハン附近に越境侵入し來れる
も我方は空陸協力熾減的打撃を與

▲國境線外に擊退せり

▲合洲橋(通城東南方十四軒)にて第九
十二師に屬する遊撃隊約三百襲撃
し來たりしが我が猛反撃に忽ち潰



亂大打撃を受け潰走せり

▲空軍の爆撃

【福州】南臺南方發電所を爆撃せり

【興化】軍需品荷揚中の棧橋を爆撃せ

五月二十九日

△和縣占領

【和縣】江北地區に於ける米の集散地
蕪湖地區警備部隊は和縣(蕪湖の對
岸)に約二千の敵を猛攻之に殲滅的
打撃を與へ同縣城を占領せり

△空軍の爆撃

【龍門】猛烈なる高射機關砲撃を胃し
敵の高等司令部、重要軍事施設に徹
底的打撃を與へたり

五月三十日

▲萊陽山東半島中央部及附近に據る
敵を銃爆撃し大損害を與へたり

▲新村墟占領

午前三時殘月の薄明を利し突如行動
を起し新村墟(南昌南方四十五軒)を
本據とする敵第五十九師司令部を急
襲敵を擊滅同時完全にこれを占領
その一部は更に敗敵を猛追中なり

五月三十一日

△帝國政府はスロバキア國の獨立を
承認せり

△空軍の敵撃

【北寧港】(海南海西南部)集結中の殘
敵を反復攻撃之に熾減的打撃を與へ
たり。

(以下次號)

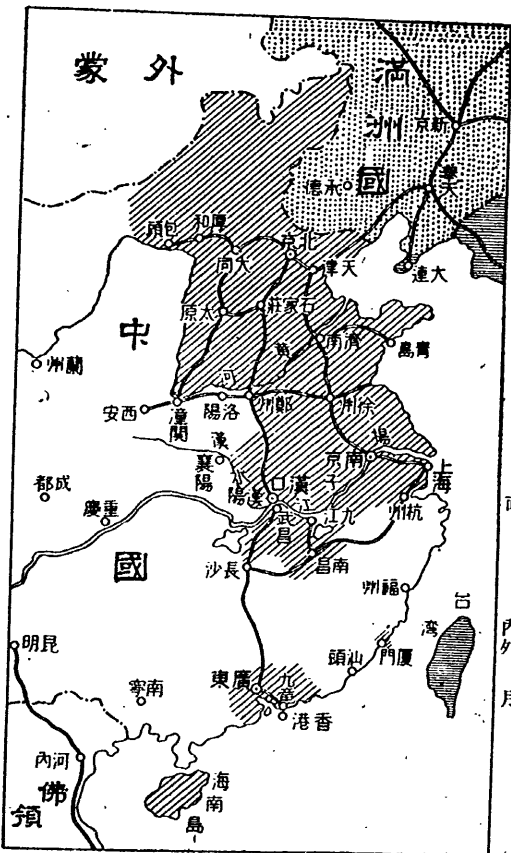
一九

占據地域

二、面積百五十六萬二千九百三十八平方キロ。わが全土の二倍半弱（わが全土六十七萬五千三百六十五平方キロ）
占據地以外の支那本土（三百十五萬七千三百四十六平方キロ）との比百分の五十
支那全土（一千五萬九千八百七十七平方キロ）との比百分の式

彼我損害一覽表

△事變頭初より昨年十一月迄
(四月末調)



北海支方
海州作
及占據
地内の
掃海戰
般管内
一及び
月至二
四十月
七、一〇〇

面方支南		面方支中	
略海南島 其他攻	檳榔嶼戰	安陸占據 地城內之 各地方	盧山攻略 職帶盧山 一
內外據及 區占	海南島 自四月 至二月	陞開安 自十月 至四月	昌付近 自三月 至九月
八七 四〇	二七 六三	九〇	二三 八〇

合計 一二〇號
掃蕩戰の戰果中報告洩のもの多きを以て
實際は更に多數に上るものと判斷す
◆事變頭初以來の總計

敵遺棄屍體 九三六、三四五
我戰死 五九、九九八
◇備考 敵に與へたる損害は總計少くも二百三十萬と判斷せらる

鹵獲品調査表
(五月調)

小銃	三八〇七	七五五	三八七
輕機	七九二	三六	八六
重機	三三三	三三	三三
拳銃	七〇	六五	一〇
迫撃砲	三三	二六	一三
野戰山砲 (十五糎重砲を含む)	六六	三元	八二
重砲	三〇	三	三〇
機關砲	二	四	二
歩兵砲	二八	一	一〇

計

機關車	飛行機	自動、自貨	戰車、裝甲	防毒面	機械水雷	地雷	筒擲彈	投下爆彈	鉛彈	擲彈筒榴彈	拳銃實砲	ガス彈	迫撃砲彈	ダムダム彈	小銃彈	砲彈	手榴彈	背龍刀	槍	銃劍	擲彈筒	對戰車砲	高射砲
九	三	六	四〇〇〇	四〇〇〇	六〇	二五	一〇一	九	七〇〇〇	六〇七〇	七〇七〇	箱箱	三七六七三	二〇〇〇〇	二五五六五	八七九三	二〇〇〇〇九	二一〇〇	五五	五五五三	七	一六	九
一	一	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二八	四二五四	二八五	一八九四	八	一〇七	一四	四	二〇	一
九	三	六	四〇〇〇	四〇〇〇	六〇	二五	一〇一	九	七〇〇〇	六〇七〇	七〇七〇	箱箱	三七六七三	二〇〇〇〇	二五五六五	八七九三	二〇〇〇〇九	二一〇〇	五五	五五五三	七	一六	九

客(貨)車	三三	三三
探照燈	二	二
裝甲列車	八	八
無線機器	二	三五
電話機	一	一
總艦	一	二六
民船	三	二
汽艇	一	二
自轉車	三	三
架橋材料	二箇中除分	二箇中除分
ガソリン	五〇〇〇鎰	五〇〇〇鎰
馬	一七匹	二七匹

備考

一、以上は單に報告に表れたる數字を計上せるものにして報告中多數、無數等とあるものはこれに算入しあらず、殊に彈藥類の如きは本表の數字より遙かに多數となるべし

二、本表のほか各種器具類、衛生材料、輜重車、被服、糧秣、煙草、米等は莫大なる數に上るも本表は主要兵器のみを掲記せり

三、なほこのほか報告漏のもの多數ある筈

四、砲彈中には追撃砲を除き重砲以下各種砲彈を含む

最近公布の法令

臨時情報部

◇自動車用タイヤ、チューブ

配給統制規則（六月一日公布）

原料ゴムの配給制限に伴ふ自動車タイヤ及チューブの配給量の減少に鑑み其の買占め闇取引を防止し需要の輕重緩急に應じ適正なる配給を期する爲政府は本年四月五日商工省令第十八號を以て自動車タイヤ、チューブ配給統制規則を公布し同月二十日より施行せられてをるが本島に於ても内地と同様に本品の配給統制を爲す必要が認められるので本年六月一日右に關する府令を公布し六月十日より施行することゝなつたのである。

今右府令の概要に付説明を加ふれば

一、配給統制の範圍
自動車用タイヤ及自動車用チューブ但し自動車用ソリッドタイヤ自動車用小型タイヤ及自動車用小型チューブを除く

二、實施方法

規定を以て除外するものゝ外タイヤ及チューブの販賣購買は總て購入票に依らねばならぬ、而して購入票の交付を受けんとする者（自動車の使用者に限る）は購入票交付申請書を管轄州知事又は廳長に提出せねばならぬ。州、廳に於ては右申請書を査定して購入票を發行するのである、需要者は交付された購入票を以て賣店（知事又は廳長の指定するものに限る）からタイヤ又はチューブを購入する事になるのである。

三、購入票に付て

- (1) 購入票の種類はベリンタイヤ（一本購入票）スバルーントイヤ（一本購入票、トラックタイヤ（一本購入票）及チューブ（一本購入票）の四種である。
- (2) 購入票は之を他人に譲渡したり又は他人より譲受けたりすることは出来ぬ。
- (3) 購入票は其の通用區域及有効期限を限定せられ府令の概要は右の通であるが手續等細則は州令又は廳令を以て規定せられる筈である。

昭和十四年六月九日印刷
昭和十四年六月十一日發行

（月三回發行）

臺灣總督府臨時情報部

臺北市榮町二丁目十五番地
印刷人 加藤 豐吉

臺北市京町二丁目四十三番地
印刷所 小塚本店印刷工場

支那事變

貯蓄債券

◇賣出價格

一枚 十圓(額面十五圓)
總額 四千萬圓

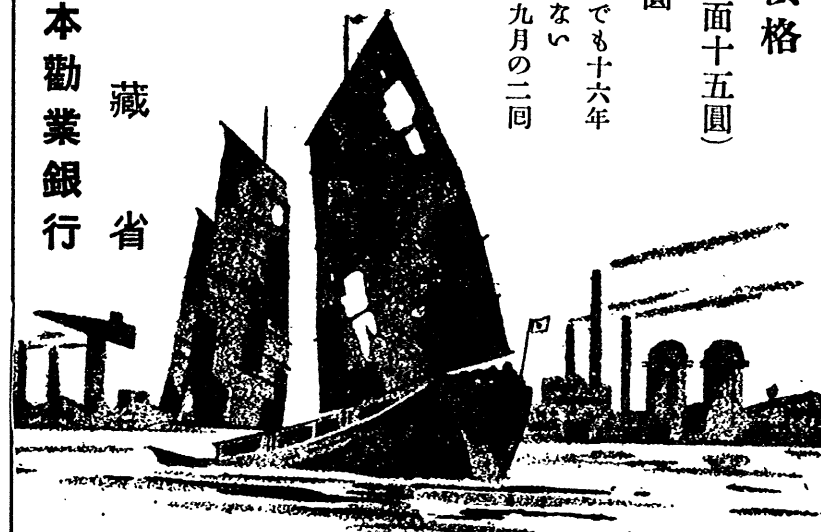
◆償還は一番遅い方でも十六年
◆税金は一切かゝらない
◆抽籤は毎年三月と九月の二回

賣出場所

銀行

郵便局

大藏省
日本勸業銀行



出賣 六月十五日 日三十三日

郵報 昭和十二年九月二十日第三種郵便物認可 (毎月一日、十一日、廿一日發行) 第六十四號